保育所等入所申請にあたっての確認事項

ご回答内容に基づき入所調整させていただきますので、該当する項目に✓してください。

1	希望保育施設名	(第6希望以降があれば、	こちらにお書きください)
	ᄁᄓᆂᄭᄓᇄᅜᇄ			,

第6希望()	第7希望()
第8希望()	第9希望()
第10希望()	第11希望()
第12希望()	第13希望()
第14希望()	第15希望()
第16希望()	第17希望()
第18希望()	第19希望()

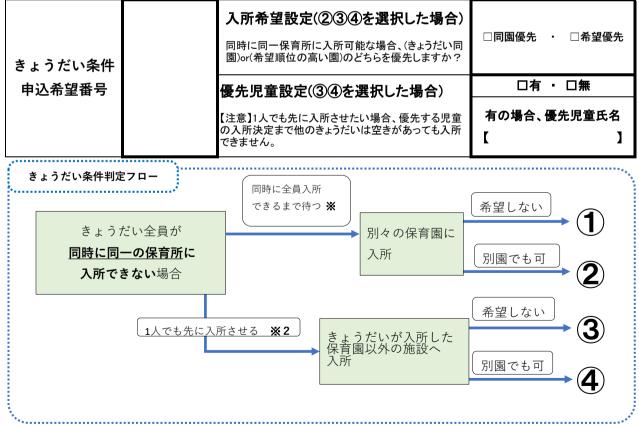
施設へ必ず見学へ行っていただくこと、入所辞退をしないことが前提となります。

2. 希望する施設に入所できない場合

- □ 希望する施設へ入所できるまで待つ 申込書の有効期限は、入所を希望する年度の末日までです。 入所保留となった場合、次月以降は入所が決定した時のみ通知いたします。
- □ 申請を取り下げる 入所できない場合は本申請を取り下げます。 入所保留になった場合、有効期限は入所希望月の末日までになります。

保護者氏名(自署)

3. きょうだいを同時に同一保育所へ入所希望する場合の入所条件 (在園児は申請書の世帯員欄に必ずご記入ください)



- ※1 きょうだいの誰かが入所できる場合であっても、入所できない児童が1人でもいた場合、他のきょうだいは入所決定しません。
- ※2 1人でも入所が決定した場合、保育要件を満たしていただく必要があります。
 - 例: 育児休業中の場合、入所の翌月10日までの復帰、求職活動中の場合、3ヵ月以内の就労開始が必要です。